

平成30年7月豪雨災害に伴う労災保険給付等について

平成30年7月10日

鳥 取 労 働 局

平成30年7月豪雨により被災された方々等が労災保険請求する場合は、通常は請求書等の所定の欄に「所属事業場の事業主の証明」や「医師等診療担当者の証明」が必要です。

しかしながら今回の豪雨等により所属事業場が倒壊するなど事業主の証明を受けることが困難な場合には、その事情を付記することにより、当面の間、請求書等に事業主の証明がなくとも労働基準監督署で受付します。

また、今回の豪雨等で療養を受けていた医療機関等が倒壊するなどした場合も同様に、その事情を付記することにより、当面の間、請求書等に診療担当者の証明がなくとも労働基準監督署で受付します。

アフターケア等の社会復帰促進等事業により健康管理手帳の交付を受けている方で、今回の豪雨等により健康管理手帳を亡失等した場合には、医療機関に氏名、生年月日及び対象病名を申し立てれば、再交付までの間、受診できる取り扱いとします。

また、社会復帰促進等事業により支給された義肢等が、今回の災害で亡失等した場合は修理費用や購入費用を支給します。

ご不明な点がございましたら、最寄の労働基準監督署又は鳥取労働局労働基準部労災補償課（TEL0857-29-1706）までお問い合わせください。